

令和7年11月10日

所属長 各位

宇治田原町長 勝 谷 聰 一

令和8年度予算編成方針

1. 経済状況と国の動向

内閣府の月例経済報告によると「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされているところである。

このような中、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太の方針）において、米国に対して関税措置の見直しを強く求めつつ、足元の物価高については、減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的な考え方の下、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現していくとしている。

一方で、新たな総理大臣の就任に伴い、経済対策などの政策決定に影響を与えることが予想されることから、今後もその動向を注視し、遅滞なく的確に対応していく必要がある。

2. 本町の財政状況

本町の令和6年度一般会計決算は、宇治田原山手線関連事業（工業団地線）や宇治田原児童育成施設整備事業といった大型投資的事業に加え、物価高騰支援に重点的に取り組んだことにより、一般会計では歳入歳出ともに増加となった。実質単年度収支は、町税や普通交付税は増加したものの、投資的事業の増加や財政調整基金の取り崩しなどにより、2年連続で赤字となったところである。

また、令和6年度決算における主な財政指標を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は昨年度から1.5ポイント改善の84.8%となったものの、公債費負担による財政の硬直性を示す「実質公債費比率」は0.9ポイント悪化の10.8%となり、財政基盤に余裕があるとはいえない状況にある。また、令和7年度においても、当初予算編成時から財源不足を補てんするため、1億9千万円の財政調整基金を充当しており、当基金の取崩しが常態化している状況である。

今後の財政見通しについては、高齢化の進展による扶助費の増加、既存公共施設の老朽化に伴う改修・修繕、長引く物価高騰による維持管理費などの経常経費の増加が続くことが懸念されるとともに、令和7年度から新庁舎建設に係る起債の元金償還が開始されたことに伴う公債費の大幅な増加により、過去に類を見ない歳出の増加が見込まれ、これまで以上に厳しい財政運営になることが想定される。

3. 予算編成の基本方針

本町では、昨年度に策定した「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」に基づき、人口減少の克服と地方創生の実現に向けた取組が重要となっており、めざすまちの将来像である「もっと ずっと 宇治田原～やすらぎ つながり にぎわいハートのまち～」の実現に向けたまちづくり進めていかなければならない。

また、「第7次行政改革大綱」に基づき、全事業の総点検・見直し、経常経費の削減、新たな歳入の確保などにより財政の健全化を推し進める必要がある。

中でも、最も有効な手立ては経常経費の削減であり、「今やっていることを見直す」ことに他ならない。事業の見直しや廃止は住民にとって受け入れがたい選択肢になる場合もあるが、その見直しは、新たな政策推進のためである。10年先、20年先の未来のまちの姿を住民とともに描き、住民と約束したその理想の姿を実現することと引き換えに、過去の政策決定に基づきこれまで実施してきたサービスを見直す、縮小する、廃止する、いわゆる「新たな政策決定」と「過去の政策決定」がトレードオフの関係になっていることを、住民も、また職員も理解する必要がある。

過去には、新たに取り組む政策の財源確保のため、必要性や緊急性の低くなった施策事業を縮小廃止（スクラップ）し、そこから生み出された財源を充てて新たな施策事業を実施（ビルト）する行財政改革の手法「スクラップ＆ビルト」をとってきた。ただこの視点には限界があるため、発想を転換し、まず重要な取組の実施を検討し、その新たな取組が、これまで正当化されていた既存事業よりも優先順位が高ければ、既存事業を新規事業に置き換えて行うことで、現在の社会環境や時代の要請に応じた順位へと「最適化」する、いわゆる「ビルト＆スクラップ」の手法を進める。この手法により、今後必要になる政策的経費の財源確保を行うとともに、新たな補助制度の設計にあたっては、あらかじめ制度の終期を補助制度要綱等で明示する「サンセット方式」を原則とし、徹底した施策の重点化を進める。

こうしたことから、令和8年度予算について、次に掲げる基本方針に基づいて予算編成に取り組むこととする。

（1）「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」の着実な推進

令和8年度予算について、「第6次まちづくり総合計画」に掲げている、4つのまちづくりの目標（「やすらぎのまちづくり」、「つながりのまちづくり」、「にぎわいのまちづくり」、「ハートのまちづくり」）及び2つの行政の基本姿勢（「住民が主役のまちづくりの推進」、「効果的な行財政運営（デジタル化推進含む）」）に沿った効果的な取組を着実に推進する。

また、人口減少の克服と地方創生を目的とした「第3期地域創生総合戦略」の3つの戦略である、「うじたわらっ子育み応援戦略」「まちの活力アップ戦略」「ずっと住み続けたいまちづくり戦略」を推進し、地方創生の更なる取組を進める。

（2）国・府における広域的施策への連携

国における自治体DXの推進、こども・子育て施策の強化、人口減少・地方創生に関する取組、防災・減災対策の推進をはじめ、京都府における地域創生の取組や特に京都府総合計画で示されている8つのビジョンと基盤整備など本町に関連する施策について、積極的に協調し、広域的な取組に連携を図ることとする。

(3) 持続可能な行財政基盤の構築

①歳出の削減

行政需要の多様化や米国による追加関税施策、長期化する物価高騰など予測不能な社会経済情勢の変化に対応が求められる中、今後の厳しい財政状況を見据え自主性と継続性のある行財政運営に取り組む必要がある。

このため、職員の一人ひとりが現在の財政状況をしっかりと認識し、危機意識を共有するとともに、課題に真摯に向き合い、自発的に優先順位に基づいた事業の取捨選択を積極的に行う。その取組の一環として、過剰な予算要求を避けること、及び事業のビルド&スクラップをさらに促進するため、以下の取組を徹底することとする。

- ・厳しい財政状況に対応するため、令和7年度予算の一般財源額（人件費を除く。）から削減を行う。そのため、要求段階において事業の精査や見直しを行い、要求額が前年度から増額となる場合は（人件費を除く。）、その理由及び根拠資料を必ず明示すること。
- ・単に前例踏襲をせず、執行方法や体制等を徹底して見直し、最小の経費で最大の効果が得られるように十分検討を行うこと。
- ・類似・重複事業については、組織横断的な視点で事業の再構築を進めること。
- ・既存の補助金については、補助率、限度額、終期設定を再検討し、精査に努める。特に長期間継続している補助や国・府の制度の上乗せ、横出し等の町独自補助については、目的を改めて整理し、徹底して廃止や見直しを行う。
- ・新たな補助制度の設計にあたっては、あらかじめ制度の終期を補助要綱等で明示し、終期の到来時に新たな措置が講じられない限り、自動的に廃止される「サンセット方式」を原則とする。
- ・消耗品・備品・燃料費等については、物価高騰の影響により増加することが想定されるが、安易に上昇分を増額要求するのではなく、利用実態や過去の実績を基に金額を精査し、要求を行うこと。
- ・過去の決算において多額の不用額が発生している事業については、実績に見合う要求額とするなど精査を行い、社会保障費のように増加し続けることが見込まれる経費については、対象者数の伸びを適切に見込み、多額の不用額が生じないようにすること。

②歳入の確保

歳入確保について、課税客体の適正な把握、使用料・手数料、受益者負担金の見直し等、あらゆる可能性を検討し、既存事業も含めて新たな国・府支出金の獲得、交付税措置のある起債の活用等、一般財源総額の抑制のため積極的な財源確保に努め、事業費の積算に際しては、最大限、特定財源を活用する。

特に国・府支出金については、国や府の予算編成や地方財政対策などの動向を注視し、補助制度等の情報収集・把握に努め、活用可能な補助金等を漏らすことなく常に把握し、積極的な確保に努める。

補助金等の打ち切りや補助率の縮小などがあった場合は、原則事業の打ち切りや縮小を行うこと。

ふるさと納税の寄附額の維持・拡大につなげるため、ストーリー性を持たせた使いみちのPRにも取り組み、健全な寄附サイクルの可視化を進めるとともに、引き続き町有資産の売却など積極的な歳入の確保を行う。

(4) 社会及び住民ニーズの変化を踏まえた取り組みの推進（D Xの推進）

加速する少子高齢化や人口減少など様々な社会的課題がある中で、限られた人的資源の中で行政サービスの質を維持できるよう、前例にとらわれず、「やめる・へらす・かえる」の視点に基づき、A I や I C T 等の新たな技術を効果的に取り入れ、デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進による住民サービスの向上及び業務のデジタル化・効率化、省力化に積極的に取り組むこととする。

(5) 公共施設マネジメントの推進

施設の改修事業については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、施設改修に必要な最小限の予算要求とすること。

また、当該施設の必要性や他の既存施設等の活用による休止・廃止・集約・除却等の可否についても検討を行うこと。

施設の維持管理や指定管理業務等については、引き続き経費の節減に努めること。